

公示番号：19a00445

国名：マラウイ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(普及教材資料作成)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：普及教材資料作成
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年10月下旬から2019年12月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 1.43M/M、合計 1.73M/M
- (3) 業務日数：国内準備 3日、現地業務 43日、国内整理 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年10月15日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	普及教材作成に関する各種業務
対象国／類似地域	マラウイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし。ただし、黄熱病の予防接種は必須ではありませんが、黄熱感染危険国を経由して入国する場合にはイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示を求められます。

6. 業務の背景

(1) 基本的背景

農業はマラウイの国内総生産（GDP）の約39%、外貨収入の80%以上を占める基幹産業であり、総労働人口の約80%は農業セクターに従事している。他方、農地における耕作、農業投入財の入手・使用、行政サービスの提供に関する課題等を抱えており、これらを解決し農業生産量の安定と生産性の向上を図ることが求められている。

上記課題に対応すべく、マラウイ政府は、国家中期開発戦略である「成長と開発戦略 II（The Malawi Growth and Development Strategy II 2011-2016: MGDS II）」を策定し、灌漑および水開発を優先開発分野のひとつに据え、天水農業への依存軽減と小中規模灌漑施設の普及による食糧と換金作物の生産性向上に努めてきた。

JICAは、同政府の要請の下、2015年3月～2020年3月までの予定で、マラウイ南部地域を対象とした「中規模灌漑開発プロジェクト（MIDP）」の後継案件として、MIDPアプローチを利用した中規模灌漑事業開発に係る灌漑技術者の育成体制の整備を図り、中規模灌漑事業の国家レベルでの促進に寄与することを目的として、中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト（以下「MIDP2」）を実施している。MIDPアプローチとは、民間コンサルタント、建設業者等の外部リソースを利用せず、「政府職員による設計・施工管理」、「農家の参加による施工・運営管理」、「政府の灌漑技術者と農業普及員の協働体制の構築」の3つのコンセプトのもとに灌漑開発事業を行うものであり、本プロジェクトにおいては、このアプローチに基づき灌漑施設の整備、改修と各種技術研修を行っている。これにより、受益者（政府職員と農家）の事業実施能力向上と主体性を高め、天水農業に依存しない、より持続的な生計を得ることが期待されている。

MIDP2プロジェクト対象地域のマラウイ中北部は、大規模な河川が存在せず、雨季を中心に小河川を利用する中小規模の灌漑施設の整備が進められつつある一方、整備後の施設管理、水管理に関しては、地形条件に恵まれていないこと、運営農家の組織体制・機能が不十分であること等から、多くの灌漑施設が、整備後短期間に機能停止している状況が見受けられる。

これまで、4カ所のモデル地区（ゾンベ、タウイ、チャンポレ、チャムクウェレ）においてパイロット事業として灌漑施設改修及び洪水対策工事を実施するとともに、チャンポレ地区およびゾンベ地区においては、施設整備後の維持管理のための農民、C/Pを対象としたチャンポレ地区・ゾンベ地区に特化した灌漑施設維持管理・

水管理マニュアルを作成し、ISD 灌漑技官等に維持管理に関する研修を実施してきた。今後、施設の維持管理に関しては、受益農民が担うことになり、日常的な対応は普及員が中心となり実施される。さらに、これまでの実施してきた MIDP2 の活動や成果を広く関係者に普及することになる。

本業務従事者は、これまでプロジェクトで実施してきた MIDP アプローチのモデル地区での活動や研修資料を基に、①MIDP アプローチの有効性について各関係機関の理解を促進させるための普及教材の制作及び②各モデル地区の普及員が農民に指導するために必要な灌漑施設の維持管理・水管理の研修指導教材作成の支援を行うものである。

(2) プロジェクトの概要

- 協力期間： 2015 年 3 月～2020 年 3 月
- カウンターパート (C/P) 機関：
農業灌漑水開発省 (MoAIWD) 灌漑局 (DoI)、カスング灌漑サービス区事務所 (ISD)、ムズズ灌漑サービス区事務所 (ISD)、ドーワ県灌漑事務所 (DIO)、南ムジンバ県灌漑事務所 (DIO)、同省農業普及局 (DAES)、カスング地方農政局 (ADD)、ムズズ地方農政局 (ADD)、ドーワ県農業開発事務所 (DAO)、南ムジンバ県農業開発事務所 (DAO)、ナチサカ農業普及所 (EPA) 等
- 対象地域 (モデル地区)：
マラウイ中部州：カスング ISD 内ドーワ県チャンポレ地区、タウィ地区
マラウイ北部州：ムズズ ISD 内南ムジンバ県ゾンベ地区、チャムクウェレ地区
- モデル地区は、メイズを中心にタバコ、野菜、豆類が一部作付けされている高原、中山間地域に位置する畑作中心地域に位置し、雨季を中心に小河川を利用する等高線配置の灌漑施設 (土水路) は存在するものの、機能性、安定性に乏しい灌漑地区である。詳細については、参考資料を参照。
- モデル地区の灌漑施設工事及び、対象者別に各種研修 (SRE 研修、TOT 研修、IO 研修、EO 研修、M&E 研修、OJT 研修、O&M 研修) を実施。
- プロジェクトオフィス：
メインオフィス：カスング地方農政局 (ADD) 内、サブオフィス：DoI 本局内
- 上記ドーワ県、ムジンバ県、カスング ADD 等の地理関係については、10.
(2) .③ 参考資料の MIDP2 パンフレットにて参照可能。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトが採用している MIDP アプローチの制度化を推進するため、MIDP アプローチの有効性について関係機関の理解を促進するためのプロジェクト普及教材の作成及び、維持管理に関して作成された参考資料 (各専門家成果品等) を活用し、本プロジェクトで実施する施設の維持管理・水管理及びその費用に関する普及員用研修指導資料の作成等の支援を行う。具体的な業務内容は以下の通り。

(1) 国内準備期間 (2019 年 10 月下旬)

- ① MIDP2 及び前歴プロジェクトである中規模灌漑開発プロジェクト (MIDP) に関する、公開中の報告書・成果品及び配布資料の収集・整理・分析を行い、当該

案件の実施に必要な情報を取得する。

- ② 上記①の分析結果を基に、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 農村開発部に提出・説明する。

(2) 現地業務期間（2019年11月上旬～2019年12月中旬）

- ① JICA マラウイ事務所、専門家チーム、C/P に対しワークプランを基に業務内容を説明、協議し、必要に応じて修正する。
- ② プロジェクトにより実施されている研修やモデル地区での工事実施結果、またこれに使用されている各種教材の現状を確認し、課題を把握する。
- ③ 専門家チーム及び C/P と協議・協働し、MIDP アプローチの有効性について、政府各関係機関の理解を促進させる普及教材を制作する。
 - (ア) 専門家チーム及び C/P である Kasungu 及び Mzuzu ISD の Chief Irrigation Officer (CIO) に前述教材制作に関し、その内容と媒体（パワーポイント、パンフレット、参考資料等）について提案し、合意を形成する。
 - (イ) 普及教材の素材を集めるために、プロジェクト関係者やプロジェクト実施地域の住民を対象とした調査・インタビュー等の活動を C/P 及び専門家チームと協働して行う。
 - (ウ) 収集した情報を活用し普及教材（案）を制作する。
 - (エ) 専門家チーム及び C/P に対して普及教材（案）のプレゼンテーションを実施し、コメントを得る。
 - (オ) 得られたコメントを基に普及教材（案）に修正を加え、専門家チーム及び C/P との協議を経て普及教材を最終化する。
- ④ ③と並行して専門家チーム及び県レベルの C/P と協議・協働し、MIDP アプローチにおいて推進されている施設維持管理技術及び運営法に関し、受益農民の参加意欲を向上させ、農民自らが実施する持続的な維持管理を目的とする普及教材（パワーポイント、ポスター等）を制作する。
 - (ア) 県レベルの C/P である Mzimba South 及び Dowa 県の District Irrigation Officer (DIO) 及びモデルサイトの農業普及員である Agricultural Extension Development Officer (AEDO) に前述の普及教材制作に関し、その内容について提案し、合意を形成する。
 - (イ) 普及教材の素材を集めるために、プロジェクト関係者やプロジェクト実施地域住民を対象としたインタビュー等、必要となる活動を C/P 及び専門家チームと協働して行う。
 - (ウ) 収集した情報を活用し普及教材（案）を制作する。
 - (エ) 専門家チーム及び C/P に対して普及教材（案）のプレゼンテーションを行い、コメントを得る。
 - (オ) 得られたコメントを基に普及教材（案）に修正を加え、専門家チーム及び C/P との協議を経て普及教材を最終化する。
 - (カ) 前述試行の結果をまとめ、普及教材について必要な修正を行って最終化する。また、今後のプロジェクトにおける普及活動への提言を行う。
- ⑤ 業務完了時に、業務内容・成果及び提言をとりまとめ、また、専門家業務完了報告書（和・英）を作成し、C/P 機関及び JICA マラウイ事務所に対して説明の上、提出する。

(3) 帰国後整理期間 (2019年12月中旬)

① 業務完了報告書 (和文) を作成し、JICA 農村開発部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は、以下の通り。

(1) 業務ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA マラウイ事務所へ各 1 部)

英文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA マラウイ事務所、C/P 機関へ各 1 部)

(2) 専門家業務完了報告書 (和文 3 部)

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書 (和文) を作成し、2019年12月25日までに JICA 農村開発部及びマラウイ事務所に提出し、報告する。

C/P と協働して作成した普及教材については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ヨハネスブルグ⇒リロンゲ⇒ヨハネスブルグ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地作業期間は 2019年11月3日 (日) ～2019年12月15日 (日) を想定している。

マラウイ入国には査証が必要なため、在京大使館にて取得すること。

効率的な業務実施を図るため、現地業務開始は月曜日が望ましい。

② 業務実施体制

長期専門家 2 名 (チーフアドバイザー、業務調整／研修管理)

短期専門家 2 名 (灌漑施設／水管理、営農：本業務従事者と同時期の派遣を想定)

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎
便宜供与あり。
- イ) 宿舎手配
便宜供与あり。
- ウ) 移動車両
MIDP2 プロジェクト用車両を利用する。
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
着任後、プロジェクト内の協議により実施する。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス（カスング ADD）内に執務スペース（机、印刷可）を提供する。（インターネット環境はMIDP2 で整備する。）
- キ) 本業務の実施に必要な消耗品はプロジェクトにおいて提供可能。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-3160) にて配布します。

- ・ 中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト (MIDP2) 詳細計画調査報告書 (2014 年 12 月)
- ・ MIDP2 RD: Record of Discussion on Project for Enhancing Capacity for Medium Scale Irrigation Scheme Development, Operation and Maintenance (2015 年 1 月 12 日)
- ・ MIDP2 パンフレット (2016 年 3 月、英文)
- ・ MIDP2 モニタリングシート (配布済分)
- ・ 2015-2018 年度 JCC 資料

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務従事者は、アフリカ地域での普及員対象の教材作成及び研修教材作成の指導経験を有することが望ましいです。

- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特にフィールドにて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に登録して下さい。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
趣旨を念頭に業務を行なうこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上